

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2025年（令和7年）2月4日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フレスポ神辺モール（南エリア）

所在地 福山市神辺町川北1533

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更内容）別紙のとおり

3 変更の年月日

別紙のとおり

4 変更する理由

テナント入替及び代表者並びに住所の変更があったため

5 届出年月日

2025年（令和7年）1月27日

6 縦覧場所及び縦覧期間

（1）縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

（2）縦覧期間

2025年（令和7年）2月4日から2025年（令和7年）6月4日まで

7 意見書の提出

（1）提出期限

2025年（令和7年）6月4日

（2）提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

別紙（小売業者一覧）

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名（名称）	代表者		
株式会社 ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号	
株式会社啓文社	代表取締役 手塚 淳三	広島県尾道市東尾道 10 番地 26	
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	
株式会社しまむら	代表取締役 野中 正人	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目 19 番 4 号	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	
有限会社オオハタ自動車	代表取締役 大畑 剛	大阪市鶴見区焼野一丁目 南 3 番 18 号	
株式会社マックハウス	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区梅里一丁目 7 番 7 号	退店 平成 31 年 5 月 31 日

（変更後）

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名（名称）	代表者		
株式会社 ミスターマックス	代表取締役 平野 能章	福岡市東区松田一丁目 5 番 7 号	
株式会社啓文社	代表取締役 手塚 淳三	広島県尾道市東尾道 10 番地 26	
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号	代表者変更 令和 2 年 2 月 21 日 住所変更 令和 3 年 1 月 24 日
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目 30 番 16 号	代表者変更 令和 3 年 5 月 20 日 住所変更 平成 29 年 7 月 1 日
株式会社ハニーズ	代表取締役 江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1	代表者変更 平成 29 年 3 月 1 日
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	代表者変更 平成 30 年 3 月 1 日
有限会社オオハタ自動車	代表取締役 大畑 剛	大阪市鶴見区焼野一丁目 南 3 番 18 号	
マイライフ株式会社	代表取締役 糸賀 誠	広島県呉市中通一丁目 3 番 12 号	入店 平成 20 年 11 月 20 日
エビス自転車株式会社	代表取締役 塩野 知弘	大阪市浪速区恵美須東一丁目 11 番 13 号	入店 平成 24 年 6 月 1 日